

平成24年度 主要税制改正項目の概要

平成23年9月
 厚生労働省

(所得稅、法人稅、個人住民稅、法人住民稅、不動產取得稅、固定資產稅等)

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置づける方向で検討している総合施設（仮称）に対して、幼稚園及び保育所と同等の税制措置を講じることや、新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。

○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの検討が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。

○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。

現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することとしており、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現するためには、新システムの子ども・子育て支援対策について、税制上の所要の措置を講じることが必要である。

- すべての子ども・子育て家庭への支援
(子どものための現金給付、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)

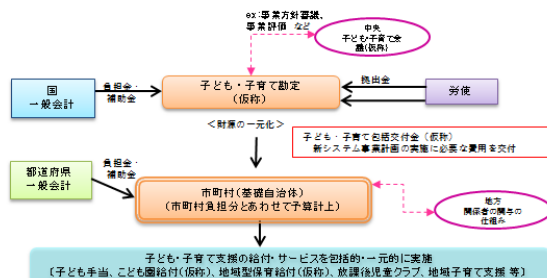
- ・質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・保育の量的拡大
- ・家庭での養育支援の充実

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

要望内容

平成24年度以降の子どものための現金給付について、非課税措置及び差押禁止措置を講じる等の税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党・3幹事長・政調会長合意）に基づき、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条において、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に規定する子ども手当の額を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする旨規定されている。

要望の必要性

手当に対して課税や差押えを行った場合、手当の効果が損なわれる。このため、現行制度と同様、非課税措置及び差押禁止措置を講じる必要がある。

（参考）平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）（抄）

（受給権の保護）

第14条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第15条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

3 党合意に基づく税制上の所要の措置の検討（所得税・個人住民税）

要望内容

「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党3党幹事長・政調会長合意）に基づき、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講じる。

また、平成24年度以降の子どものための現金給付の所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成24年度税制改正までに総合的に検討する。

要望の必要性

3党間で、上記要望内容が合意されており、これを踏まえ、所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置等を講じる必要がある。

○ 子どもに対する手当の制度

	従来の児童手当	H22子ども手当	特別措置法
手当額の水準	3歳未満 10,000円 3歳～小学生 （第1・2子） 5,000円 （第3子以降） 10,000円	全て一律13,000円 （H23法案では3歳未満のみ 20,000円）	3歳未満 15,000円 3歳～小学生 （第1・2子） 10,000円 （第3子以降） 15,000円 中学生（一律） 10,000円 （H23年10月から）
支給対象年齢	～小学校修了前	～中学校修了前	～中学校修了前

要望内容

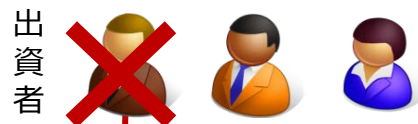
持分あり医療法人については、出資持分に係る相続税により医業の継続が困難となるとの指摘がある。地域医療を継続しつつ、持分あり医療法人が持分なし医療法人へ円滑に移行できるよう、持分あり医療法人のうち、持分なし医療法人への移行を検討するものについて、移行期間（最長3年間）中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税については、納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に一定の要件を満たす持分なし医療法人に移行した場合に猶予税額を免除するなどの特例措置を創設する。

併せて、持分なし医療法人への移行中の出資額限度法人については、出資者等による持分返還に伴い残存出資者に発生するみなし贈与の課税の判定時期等についての特例を認める。

【現状】

持分あり医療法人

出資者は退社時に出資持分（出資額に応じた法人資産）の払戻請求が可能



①出資者死亡



③出資持分の払戻請求
④出資持分の払戻し

②出資持分に係る相続税負担が発生

持分なし医療法人への移行準備中などに
出資持分に係る相続税が発生すると、**医業の継続が困難になるおそれがある。**

持分あり医療法人

- ①持分なし医療法人への移行計画(3年以内)を策定していること
- ②持分なし医療法人への移行検討に関する定款変更（都道府県知事の認可）を行っていること

【要望実現後】

都道府県が進捗状況を確認

移行期間 3年以内
(定款変更の議決日から3年以内)
すべての出資者との出資持分の放棄の調整等

持分なし医療法人

- ・出資持分の払戻請求不可
- ・解散時の残余財産の帰属は国等に限定

相続税法第66条第4項の相続税等の負担を不当に減少させないと認められる要件と同様の要件

①相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を猶予

②出資者が出資持分の一部の払戻しを受けた場合等に
残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を猶予※2

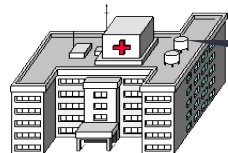
③経営安定化のための融資の検討、移行マニュアル等の作成

猶予税額を免除※1

※1 移行期間内に持分なし医療法人に移行しなかった場合は、猶予税額及び利子税を納付

※2 出資額限度法人においては、みなし贈与の課税の判定時期等についての特例

医業の継続に支障をきたすことなく
持分なし医療法人へ円滑に移行



地域医療の担い手として、住民に医療を安定的に提供できる

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

要望内容

医療とりわけ社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。また、医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

現状

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 【医療法人等】	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

要望内容

今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療等に係る消費税に関する仕組みや負担を含め、そのあり方について速やかに検討する。

要望の必要性

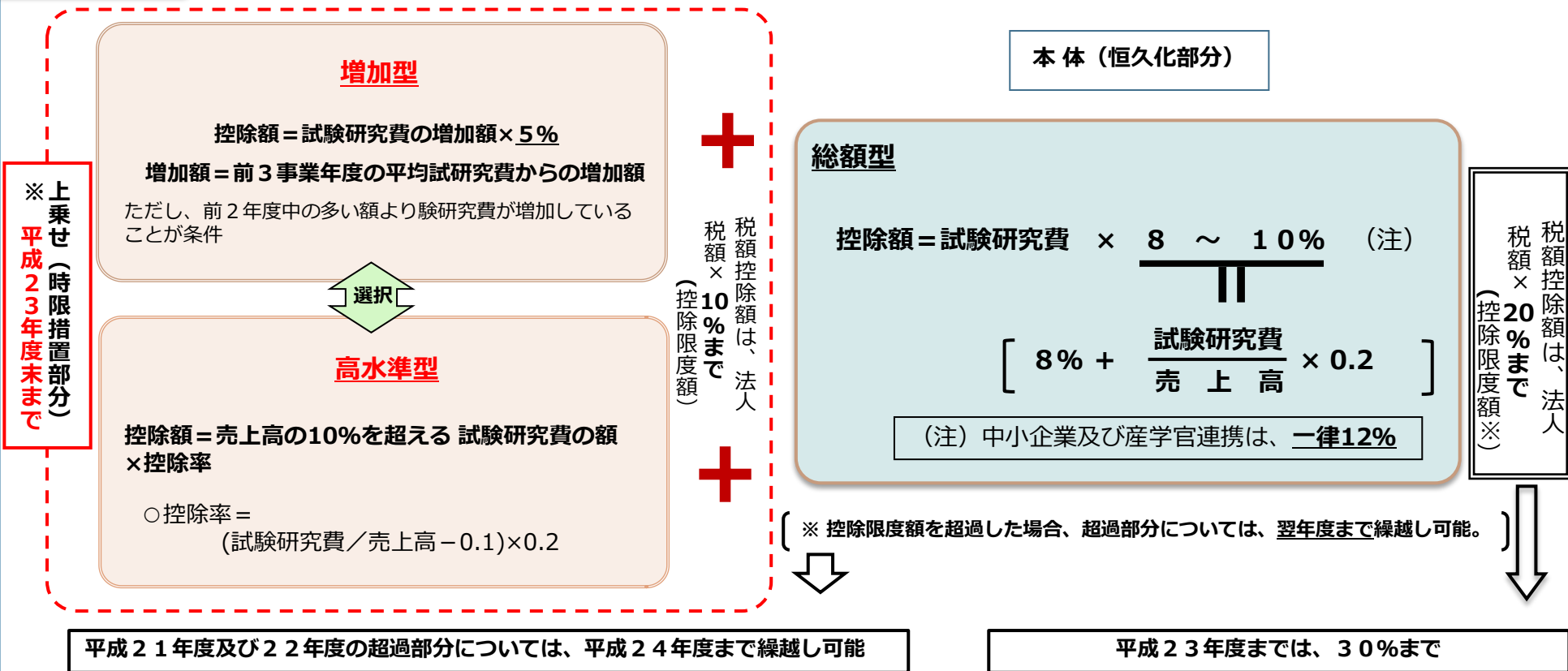
- ・社会保険診療や介護保険サービスは高度の公共性を有する観点から消費税が非課税とされる一方、医療機関等や介護サービス提供事業者の仕入れに係る消費税については、消費税の導入時及び引き上げ時に社会保険診療報酬等において措置してきた。
- ・しかしながら一部の医療機関等から、社会保険診療報酬等による消費税部分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されていない状態になっているとの指摘がある。
- ・社会保障・税一体改革成案において、「社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされたことを踏まえ、今後、消費税を含む税体系の見直しが行われる場合には、社会保険診療等に係る消費税に関する仕組みや負担等を含め、**消費税のあり方について検討していくことが必要**である。

研究開発税制（増加型・高水準型）の恒久化（所得税、法人税）

要望内容

我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、平成23年度末までの時限措置である研究開発税制（増加型・高水準型）について、恒久化を図る。

現行制度



国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

要望内容

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

		主要国の喫煙率				
		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	38.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	10.9%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

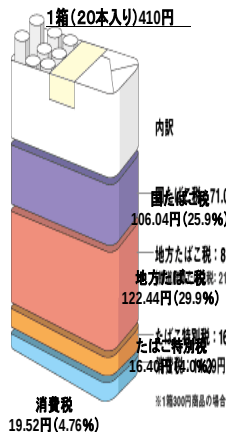
出典: たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成21年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典: たばこアトラス第3版(2009)



出典: JTBホームページ
http://www.jtb.co.jp/JTBtobaccozei/graph_shikumi.html

たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条)

日本: 平成16年6月批准、平成17年2月発効。

(締約国数: 172カ国(平成22年11月現在))

健康日本21(運動期間: 2000~2012)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。
- 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識の向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

- 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
- 【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）

要望内容

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについて、廃止期限後の平成24年度以降も現行の給付時等の税制優遇措置を継続する。

制度の概要

○適格退職年金の廃止

- ・適格退職年金（以下「適年」という。）は、受給権保護の仕組みが弱いことから、平成14年度から10年の経過期間を設けて、廃止が決まっており、平成23年度末にその期限を迎える。
- ・廃止決定時に約7万4千件あった適年は、これまでに99%が移行等を完了又は今後の方針を決めているものの、引き続き、関係者(※)が一体となって、企業年金等への移行を進める必要がある。

(※)関係省庁（財務省、金融庁、経済産業省、農林水産省、中小企業庁）、受託機関（生命保険会社、信託銀行等）

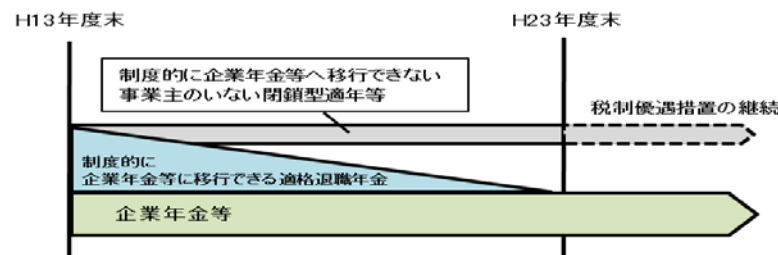
要望の必要性

○企業年金等に移行できない適年の取扱い

- ・しかしながら、ごく一部（約172件）の適年は、制度的に企業年金等へ移行できない（※）ため、受給権保護の観点から、これらに対する税の優遇措置を廃止期限後（平成24年度以降）も継続する必要がある。

(※)企業倒産等の理由で事業主がいなくなり、受給者のみで構成された適年(いわゆる、閉鎖型適年)等。

- ・平成23年度税制改正大綱において、平成24年度税制改正により現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずることを決定している。



対象税制

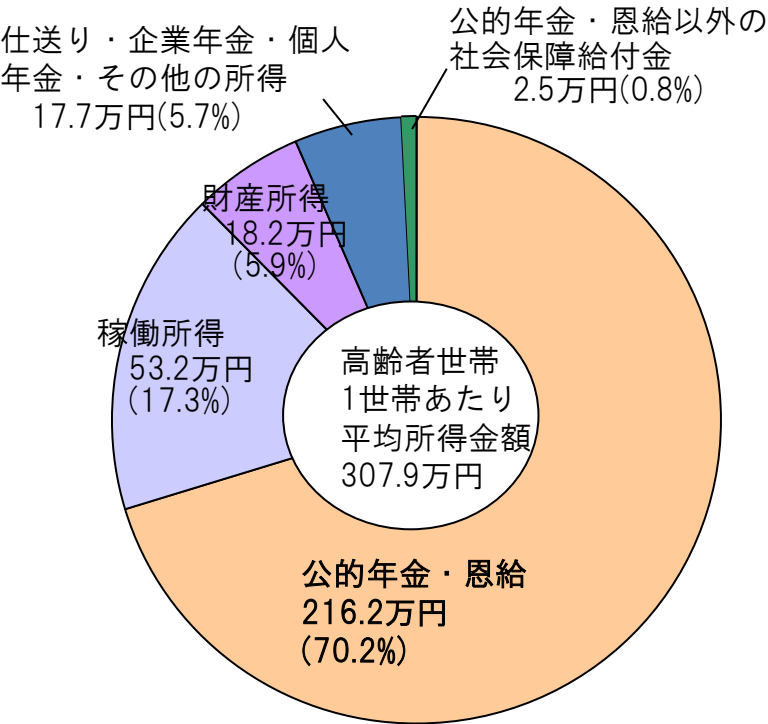
- 年金資産を運用時非課税とする。
- 年金・一時金給付を公的年金等控除・退職所得控除の対象とする。

要望内容

税法上の所得の一類型として、新たに「年金所得」を設ける。(現在、公的年金等収入は「雑所得」とされている。)
高齢者の生活の安定を図る見地から、老年者控除の復活をはじめ、年金受給者の税負担のあり方について検討を行う。

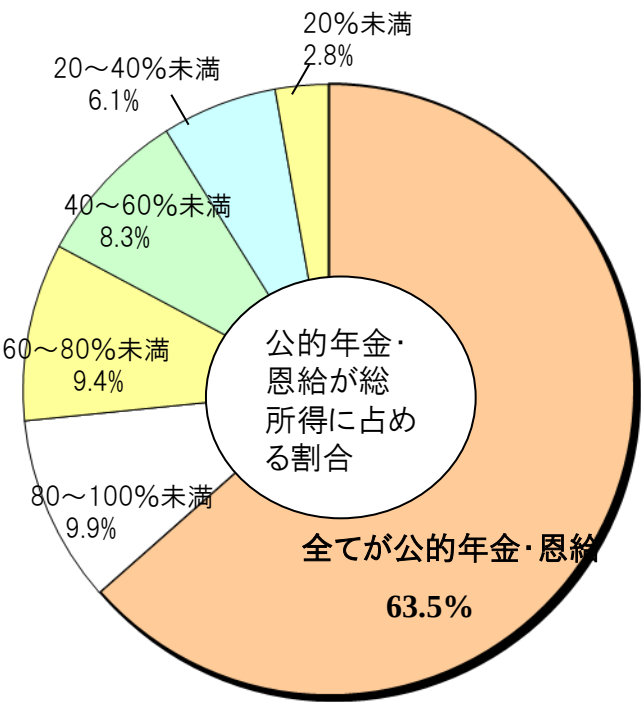
要望の背景 (年金の役割)

年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成22年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成21年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

要望内容

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

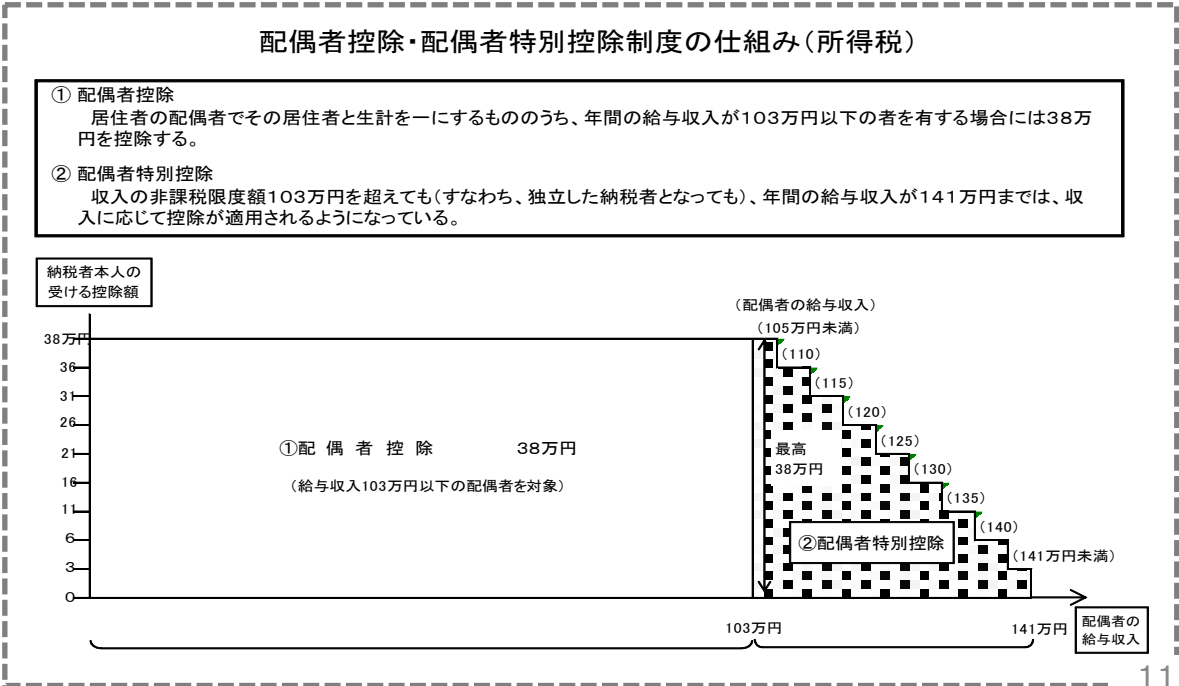
要望の必要性

平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）では、「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討」するとされている。

また、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。

さらに、税制調査会における社会保障改革案に対する意見（平成23年6月16日）では、「厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方の見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること」とされている。

こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。



要望内容

厳しい経済環境下における雇用の確保のため、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）を限度として、雇用増加数1人あたり20万円の税額控除することとなっているが、この税額控除の額を引き上げる。

現状（要望の背景）

依然として厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）を踏まえ、平成23年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。

要望の必要性

今般の急激な円高の影響等により、雇用情勢がさらに悪化することが懸念される。また、東日本大震災による失業者が高止まりしたままである。

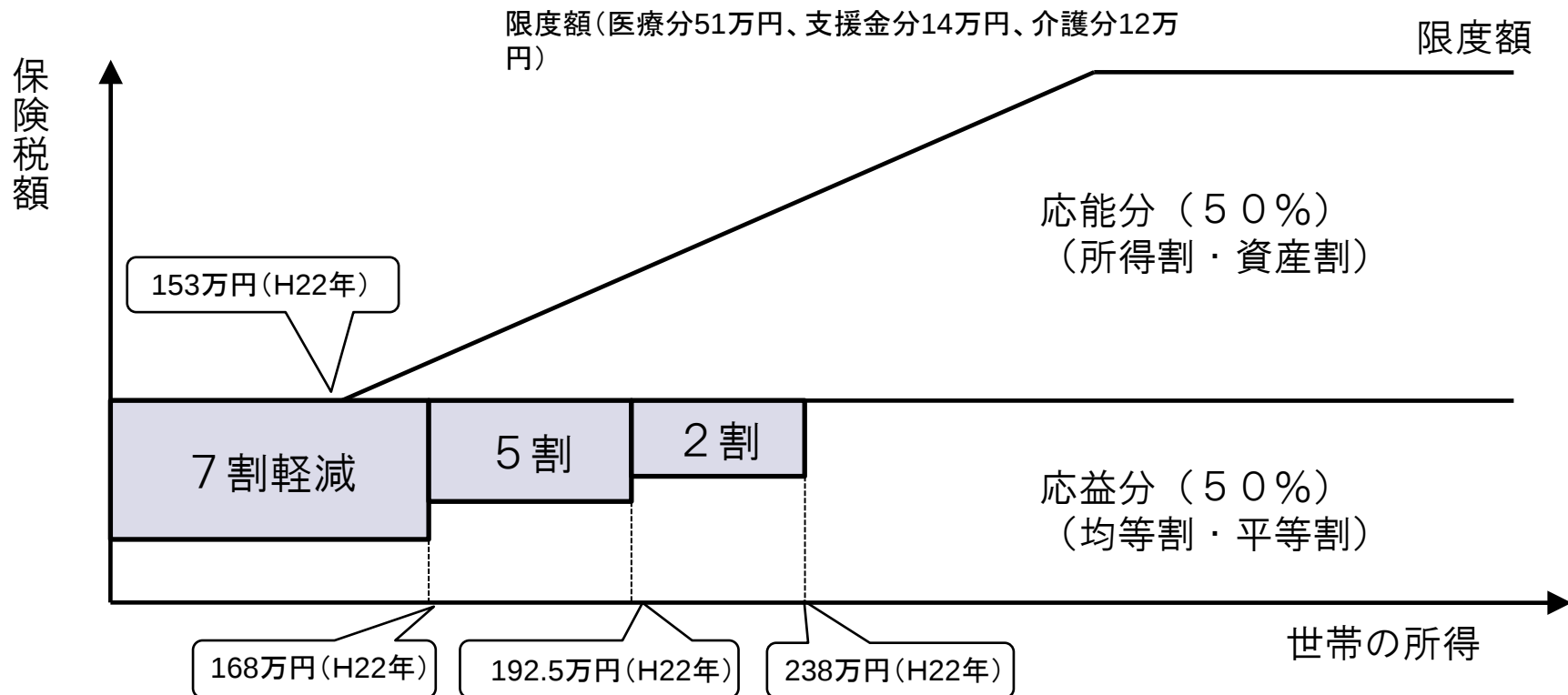
このため、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。

また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐという観点からも、法人税の税額控除を行う本制度を強化する必要がある。

市町村国保の財政基盤の強化を図るための税制上の所要の措置（国民健康保険税）

要望内容

社会保障と税の一体改革成案において、「市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化」を図るとされており、市町村国保の構造的問題に対応するため、低所得者の保険料軽減の拡充、賦課限度額の見直しなどを総合的に検討し、所要の措置を講じることにより、市町村国保の財政基盤の強化を図る。



（注1） 年金受給者（65歳以上）＋配偶者（年79.2万円）の2人世帯の場合

（基礎控除後の総所得金額等を算定基礎とした保険料算定方式（旧ただし書方式））

（注2） 所得の種類及び世帯構成に応じては、上記金額であっても軽減に該当しない場合があります。

要望内容

社会保障・税一体改革成案で示された年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行年金制度の改善を進めることに伴い、必要な税制上の所要の措置を講じる。

現状（要望の背景）

現行の年金制度の課題：①産業構造や労働市場の変化に対応できていない ②低年金・無年金者が存在 等



「社会保障・税一体改革成案」（政府・与党社会保障検討本部、平成23年6月30日）によって、

- ①「働き方やライフコースの選択に影響を与えない一元的な制度」
- ②「最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度」
- ③「国民から信頼され、財政的にも安定した制度」

という年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を進めることに。



社会保障審議会年金部会において、年金分野の改革項目（最低保障機能の強化、第3号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引き上げ等）の具体的な内容を検討。
必要に応じ税制上の所要の措置を講ずる。

要望の必要性

現在の公的年金制度について生じている課題に対応するため、「社会保障・税一体改革成案」を踏まえた現行制度の見直しを行うこととしており、その内容を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。